

## 浪江町デマンドタクシー運行事業について

平成28年11月  
浪江町まちづくり整備課

## 1. 事業の概要

浪江町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域は、平成29年3月の避難指示解除の目標に向け、住民の帰還に向けた環境整備が求められている。また、平成28年10月には仮設商業施設が整備され、平成29年3月に浪江診療所の整備や浪江駅・南相馬原町駅間のJR運行再開等が予定されているところである。

このように、帰還に向けた環境整備が進んでいる中で、帰町後、現状では町内の生活交通機能が喪失しており、特に自家用車等の移動手段を持たない高齢者を中心に、町内で生活をしていく上で不便をきたすことが想定される。また、「浪江町復興まちづくり計画」において、「町内の移動手段や町外の生活利便施設を結ぶ公共交通機関を整備します。」等としている。

町内で生活するまでの生活基盤を整備し、以て町民の帰還を促進するため、平成29年3月目標の避難指示解除と合わせ、町内で生活している町民向けのデマンドタクシーの運行事業を実施する。

事業形態	運行事業全体を民間事業者に委託する。
財源	復興庁「 <u>帰還・再生加速事業</u> 」 車両借上げ料等、必要経費に対する措置について復興庁福島復興局と協議中。
事業実施期間	避難指示解除後から複数年度継続予定。平成29年3月に避難指示解除を行うことを目標としており、開始時期目標とする。 事業終了時期については、住民の帰還状況や、町内の生活交通路線の回復等を踏まえながら検討する。
利用対象者	原則として浪江町民。
送迎範囲	<u>浪江町内の、帰還困難区域以外を想定。</u> 利用者の多くが高齢者と予想されることから利用し易さを重視し、 <u>利用者が指定した地点と、役場や商業施設等の主要施設を結ぶ形をとる。</u> 他、南相馬市内の商業施設、医療機関等を要検討。
車両	隨時 <u>2台</u> を運行。 高齢者が乗り降りしやすい、 <u>10人乗りバンタイプ</u> を使用。
運行時間	9:00~16:00 日曜・祝日以外の運行を想定。
予約方法	原則、前日までにコールセンターに予約。
料金	利用者負担なし、段階的に有料化を検討。



## 双葉地域のみなさんに 新しい救急医療を提供します

### 双葉の救急医療体制 を変える

本年6月1日より、双葉消防本部は福島県立医科大学ふたば救急総合医療支援センターと連携し、双葉地域における救急活動に備える体制を整えました。消防署に救急専門医が常駐し、現場へ同行するのは初めての取組です。双葉地域には救急病院がありませんが、今回、専門医が救急車に同乗して現場で治療できるようになりました。また、専門医が患者さんの症状を的確に伝えることで受け入れ先の病院を見つける時間も短くなります。

### ふるさとに戻られる みなさんに安心の提供を

現在、救急の患者さんは、いわき市や南相馬市、そして中通りの病院に搬送しています。専門医は午前10時から午後3時半まで常駐し、緊急時に備えています。除染や復旧、廃炉の作業に携わっている方々の通勤中の事故や労働災害も起きており、震災前と比べて非常に高い数字になっています。

廃炉が順調に進むためには、作業員の方々が安心して仕事ができるようになりますことが大切です。また、なによりも、今後ふるさとに戻ろうとする方々の医療環境に対する不安感を取り除きたいと思っています。

### 24時間365日を 目指して

理想的には24時間365日対応することが目標ですが、全国的にも医師や看護師が不足しており、いかに良い人材を見つけるかが課題です。ただ、体制が十分整うまで何もしないのではなく、地域の皆さんに今できる最大限のことを行っていきます。



双葉のみなさんが安心して暮らせるよう救急対応に全力を尽くします

双葉地方広域市町村圏組合  
消防関係者、福島県立医科大学ふたば救急総合医療  
支援センターのみなさん

双葉地方広域市町村圏組合消防本部  
富岡消防署楢葉分署  
■住 所 福島県双葉郡楢葉町山田岡字仲丸1-110  
■電 話 0240-25-8523

### ◆◇双葉地方広域市町村圏組合消防本部(楢葉町)◇◆



救急車に乗って現場へ急行します



様々な医療資機材が備えられています



現在は仮庁舎にて活動中です

## ふたば医療センター（仮称）の整備について

H28.9.12 病院局

### I 整備目的

1 二次救急医療をはじめとする双葉郡に必要な医療を確保する

- 住民が安心して戻れる  
『医療で安心をナポート』
- 作業員等が安心して働く  
企業等が安心して進出できる

2 近隣地域の二次・三次救急医療機関の負担軽減を図る

### III 双葉郡の救急医療確保に係る広域連携体制

【双葉地域の基礎データ】	
帰還人口試算	26,158人
・廃炉作業員	10,000人
・除染作業員	15,000人
・イノベ構想研究者	+α

### II 整備の概要

1 開院時期 平成30年4月を目指し開院

2 設置場所 双葉郡富岡町王塚地区（富岡町役場北西側）

3 運営主体 県立医科大学（以下「医大」）の全面的な支援の下、県立病院として運営

4 診療内容 救急・総合診療（救急医療全般、外科的・内科的・内科的疾患全般）

#### 【主な医療機能】

(1) 救急医療（24時間365日対応）

・近隣医療機関や消防機関等との連携の下、医大を中心とした医療連携体制を構築

・一次救急及び専門的・高度な医療を要しない二次救急を中心とした医療提供

・高度医療や専門医療を必要とする患者は医大等へ搬送

(2) 在宅復帰を支える医療（地域包括ケアの一環）

急性期の治療を終えた患者の在宅復帰を支援

(3) 地域住民や復興関連事業従事者の健康増進支援

職員による出前講座や院内健講座等を通じ、病気予防や健康増進を支援

(4) 緊急救ばく医療

放射性物質による汚染を伴う傷病者への初期レベルの診療

(5) 教育・研究機関の展開

医大と連携した人材育成支援（医大研修への参加や研修医の受入など）

5 病床数 30床程度

6 施設概要 延べ床面積 約3,600m<sup>2</sup>、構造 鉄骨造2階建て

7 整備費 24億円程度（建物19.9+医療機器3.7=23.6億円÷24億円）

8 スケジュール

	H28年度			H29年度			H30年度
	3月～11月	12月～3月	4月～1月	8月～11月	12月～3月	4月～	
造成							医療センター（仮称）開所
基本設計							
実施設計							
建築確認							
建設							

### IV 開院までの対応

1 ふたば復興診療所（リカーレ）においては、日曜・祝日の救急対応を実施

2 医大ふたば救急総合医療支援センターは、現地での救急活動支援を継続

### V 大野病院と双葉厚生病院との新合計画

- 1 県とJA福島厚生連は、大野病院と双葉厚生病院との統合計画を見直し、大熊町、双葉町をはじめとする双葉地域の医療確保を図るという
- 2 基本理念を継承しながら、新病院の医療スタッフ確保について、新たに協定を締結
- 3 県は、将来的に、大熊町での病院支援を目標ととともに、双葉厚生病院を含む、当該地域への医療支援を検討

# ふたば医療センター（仮称）の整備について

平成28年9月8日

## I 整備目的

- 1 双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会において課題とされた双葉郡の二次救急医療機関について、県が大熊町で病院を再開するまでの間、二次救急医療をはじめとする双葉郡に必要な医療を確保し、併せて次の『3つの安心』を医療の面から支えるため、「ふたば医療センター（仮称）」を整備する。
  - ① 住民が安心して帰還し生活できる
  - ② 復興関連事業従事者が安心して働く
  - ③ 企業等が安心して進出できる
- 2 双葉郡内で二次救急を担う医療提供体制を整備することにより、近隣地域の二次・三次救急医療機関の負担軽減を図る。

## II 整備の概要

1 開院時期 平成30年4月を目指す

2 設置場所 富岡町王塚地区（富岡町役場北西側）※別添地図参照

- （① 復旧・復興の進展による居住エリアの拡大に伴う利便性  
② 廃炉・除染等復興事業に従事される方々の医療拠点  
③ 常磐道インターチェンジへの近接性など交通アクセス）

3 運営 県立医科大学の全面的な支援のもと、県立病院として運営

### 4 診療内容

救急・総合診療（救急医療全般、外科的・内科的疾患全般）

#### （1）救急医療（24時間365日対応）

- ① 郡内の再開医療機関や近隣の二次・三次救急医療機関、消防機関等との連携のもと、広域的な救急医療体制を構築する。
- ② 一次救急及び専門的あるいは高度な医療を要しない二次救急を中心とした救急医療を提供することとし、高度医療や専門医療を必要とする患者は、県立医科大学附属病院等へ搬送する。

## (2) 在宅復帰を支える医療（地域包括ケアの一環）

- ① 急性期治療終了後、在宅復帰に不安のある患者に対して、医師、看護師、リハビリスタッフ等が協力し、在宅復帰を支援する。
- ② 老人保健施設等との連携を深め、入院患者の受け入れ等相互補完関係を構築する。

## (3) 地域住民や復興関連事業従事者の健康増進支援

職員による出前講座や院内健康講座等を通じて、地域住民や復興関連事業従事者の病気予防及び健康増進を支援する。

## (4) 緊急被ばく医療

放射性物質による汚染を伴う傷病者への初期レベルの診療を行う。

## (5) 教育・研究機能の展開

県立医科大学と連携し、大学研修プログラムへの参加や臨床研修医への研修・教育の実施、地域医療に関心を持つ医学生の受入など人材育成に向けた支援を行う。

5 病床数 30床を想定

6 総事業費 24億円程度 ※ うち9月補正で19.9億円計上（債務負担行為）

## 7 施設概要

- (1) 延床面積 約3,600m<sup>2</sup>
- (2) 構造 鉄骨造、2階建て
- (3) 部屋構成 診察室、リハビリテーション室、薬局、検査室、X線室、CT室など

## III ふたば医療センター（仮称）開院までの対応

- 1 県立ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）においては、平日の一般診療に加え、日曜日・祝日の救急対応を本年10月より実施する。※平日診療は、新病院開院後も継続。
- 2 県立医科大学附属病院ふたば救急総合医療支援センターは、現地での救急活動の支援を継続する。

## IV 県立大野病院と双葉厚生病院との統合計画

- 1 県とJA福島厚生連は、県立大野病院と双葉厚生病院との統合計画を見直し、大熊町、双葉町をはじめとする双葉地域の医療確保を図るという基本理念を継承しながら、新病院の医療スタッフ確保について協定を締結する。
- 2 県は、将来的に、大熊町での病院再開を目指すとともに、双葉厚生病院を含む、当該地域への医療支援について検討する。

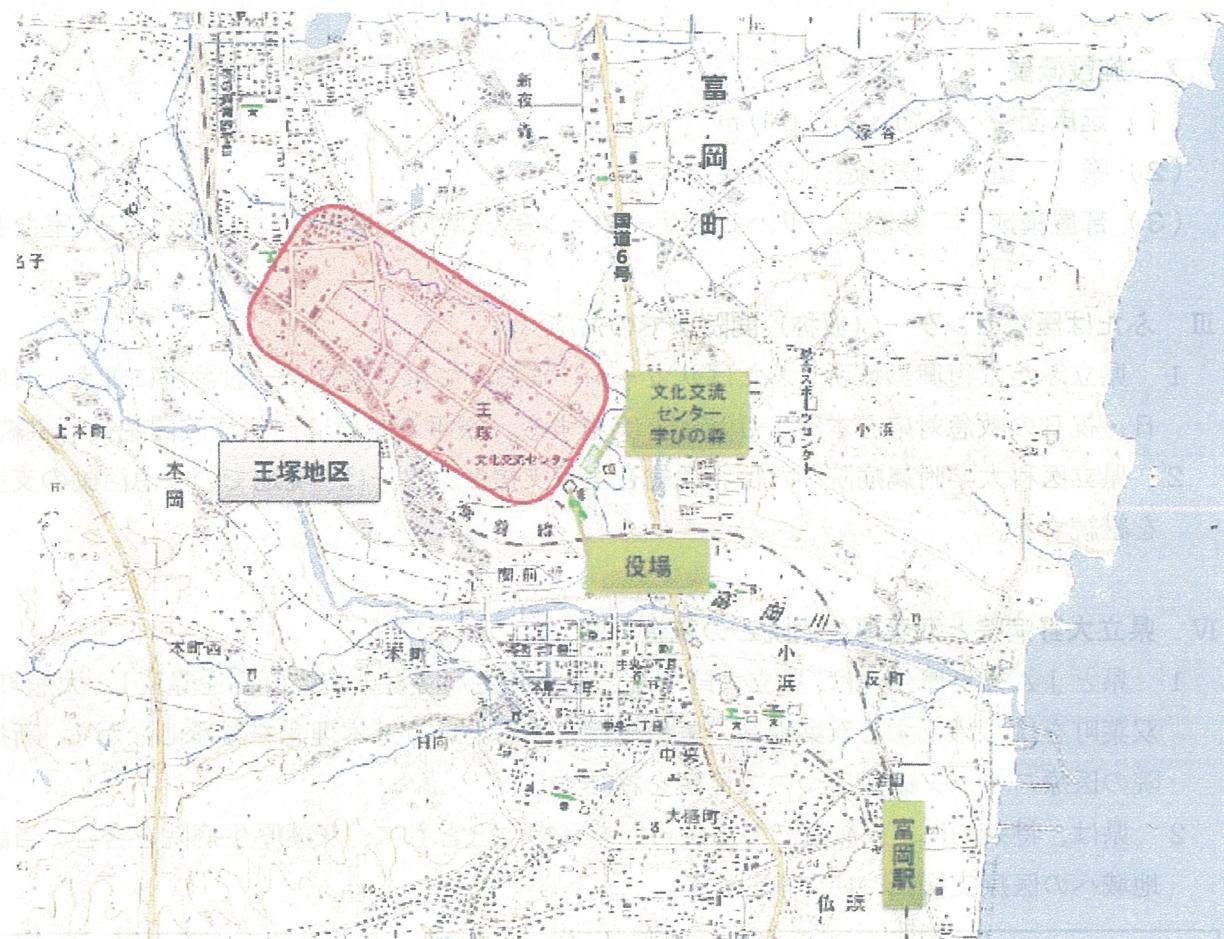
### 【問合せ先】

病院局病院経営課 課長 武田 和也（電話 024-521-7224 県庁内線 2730）  
保健福祉部地域医療課 部参事兼課長 平 信二（電話 024-521-7271 県庁内線 2757）

## 別添 富岡町（王塚地区）の概要

※ 表中の距離は、富岡町役場を基点とした距離です。

項目	内 容	
①用地の状況	形 状	農地
	規 模	約1ha
②交通アクセス	最寄IC	常磐富岡ICから約4.7km
	最寄駅	富岡駅から約2km (29年内の開通を目指す)
③環境	位 置	富岡町王塚地区 富岡町役場に近接、町の中心地
	東京電力福島第一原発からの距離	約12km
	放射性物質分析・研究施設からの距離 (大熊町)	
	東京電力福島第二原発からの距離	約5.9km



# ふたば医療センター（仮称）の整備について

## I 整備の目的

二次救急医療をはじめとする

双葉郡に必要な医療を確保するため

**ふたば医療センター（仮称）を整備**

<イメージ図>



## II 整備の概要

1 開院時期	平成30年4月を目途
2 設置場所	富岡町 王塙地区 <small>(おおかつか)</small> （富岡町役場北西側）
3 運 営	県立医科大学の全面的な支援のもと、県立病院として運営
4 診療内容	救急・総合診療（救急医療全般、外科的・内科的疾患全般）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救急医療（24時間365日対応）</li> <li>② 在宅復帰を支える医療（地域包括ケアの一環）</li> <li>③ 緊急被ばく医療（放射線による傷病者への初期レベルの診療）など</li> </ul>
5 病床数	30床を想定
6 総事業費	24億円程度 ※ うち9月補正で19.9億円計上（債務負担行為）

### III ふたば医療センター（仮称）開院までの対応

- 1 ふたば復興診療所（リカーセンター）における  
日曜・祝日の救急対応を今年10月から実施  
※ 平日診療は新病院の開院後も継続
- 2 県立医科大学のふたば救急総合医療支援センターにおける  
現地での救急活動の継続

### IV 県立大野病院と双葉厚生病院との統合計画

- 県とJA福島連は、県立大野病院と双葉厚生病院との統合計画を見直し、大熊町、双葉町をはじめとする双葉地域の医療確保を図るという基本理念を継承しながら、新病院の医療スタッフの確保について、新たに協定を締結
- 県は、将来的に、大熊町での病院再開を目指すとともに、双葉厚生病院を含む、当該地域への医療支援について検討

## 東日本大震災にかかる福島県社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱

### 1 趣旨

東日本大震災にかかる福島県社会福祉施設等災害復旧費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### 2 交付の目的

補助金は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「身体障害者福祉法」（昭和24年法律第283号）、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「知的障害者福祉法」（昭和35年法律第37号）、「介護保険法」（平成9年法律第123号）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律第123号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、平成23年に発生した東日本大震災（原子力発電所の事故による災害を含む。）により被災した施設の災害復旧に関し、災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もつて施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

### 3 定義

「社会福祉施設等」とは、別表1の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

### 4 交付の対象

補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 別表2(1)の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対する補助。
- (2) 別表2(2)の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設（「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）」に基づく交付金の交付を受けて整備したものと除く。）に係る施設整備事業に対する補助。

### 5 交付の対象除外

補助金は、次に掲げる事業については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（改正前の「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号）の別紙「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」の第2の1に基づき別に定める「東日本大震災に伴う園庭の土壤処理事業について」（平成23年10月31日雇児発1031第1号・障発1031第1号）に基づき国庫補助を受けて園庭の表土除去を行った場合における、当該園庭を原状回復するための客土（以下「客土」という。）を除くこととし、客土を行う場合にあっては、別に定めるところにより交付対象とする。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (6) その他災害復旧費として適当と認められない費用

## 6 交付額の算定方法

補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (1) 4の(1)の補助事業の場合

ア 別表3の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に、別表2(1)の④欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第3条に該当する社会福祉施設等の災害復旧に要する費用を補助する場合においては、別表2(1)の④欄に定める補助率について、激甚法適用後の補助率で読み替えるものとし、また、激甚法第3条第2項に該当する施設の災害復旧に要する費用を補助する場合は、上記「寄付金その他の収入額」とあるのは「寄付金その他の収入額（寄付金収入額を除く。）」と読み替えるものとする。

## (2) 4の(2)の補助事業の場合

- ア 別表3の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表2(2)の④欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。
- (3) 別表4の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、(1)のイ中「別表2(1)の④欄に定める補助率」及び(2)のイ中「別表2(2)の④欄に定める補助率」とあるのは「別表4の③欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

## 7 交付の条件

- 補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。
- (1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ア 建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- イ 建物の設置場所の変更
- ウ 入所定員又は利用定員
- エ 事業費の変更（補助金の額に影響のない変更で、かつ、当初の事業費の20%以内の変更は除く。）
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならぬ。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (6) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第8号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、地方公共団体以外の者にあっては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

(9) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(11) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(13) (1) から (12) に付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

## 8 申請書の様式等

規則第4条第1項の申請書は第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に指示する期日とする。

交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場

合には、知事が別に定めるものとする。

## 9 变更の承認

規則第6条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

## 10 申請を取り下しができる期日

規則第8条第1項に規定する申請の取り下しができる期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

## 11 補助金の概算払い

知事は、必要があると認める場合は、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

なお、概算払を受けようとする者は、第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

## 12 実績報告

規則第13条に規定する実績報告は、第4号様式による報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

## 13 精算交付申請

交付申請時においてすでに事業を完了している場合にあっては、規則第4条の規定による補助金の交付申請と規則第13条の規定による実績報告を併せた精算交付申請を行うことができるものとし、この場合、第5号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に指示する期日とする。

## 14 補助金の交付の請求

補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、当該事業が完了したときは、第6号様式による請求書を速やかに知事に提出しなければならない。

## 15 補助金の返還

知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを 命ずるものとする。

## 16 書類の提出先

規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、施設の種類に応じて県庁の各所管課に提出するものとする。

## 17 その他

- (1) 特別の事情により、6、8、9、12及び13に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- (2) この補助事業の実施にあたっては、平成23年4月26日雇児発0426第2号、社援発第0426第5号又は老発第0426第1号「東日本大震災に係る社会福祉施設 等災害復旧費国庫補助の協議について」によるものとし、その他の必要な事項については知事の定めるところによるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

### （1）出張の経費

この用意の結果、本算定で出張の審査りをうながすための費用のうち支拂費

あるすなきも出張の旅費であるの問題アリ

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（1）

あるお車の手渡し支拂の旅費の審査りをうながすための費用のうち支拂費

あるすなきも出張の旅費であるの問題アリ

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（2）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（3）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（4）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（5）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（6）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（7）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（8）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（9）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（10）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（11）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（12）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（13）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（14）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（15）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（16）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（17）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（18）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（19）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（20）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（21）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（22）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（23）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（24）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（25）

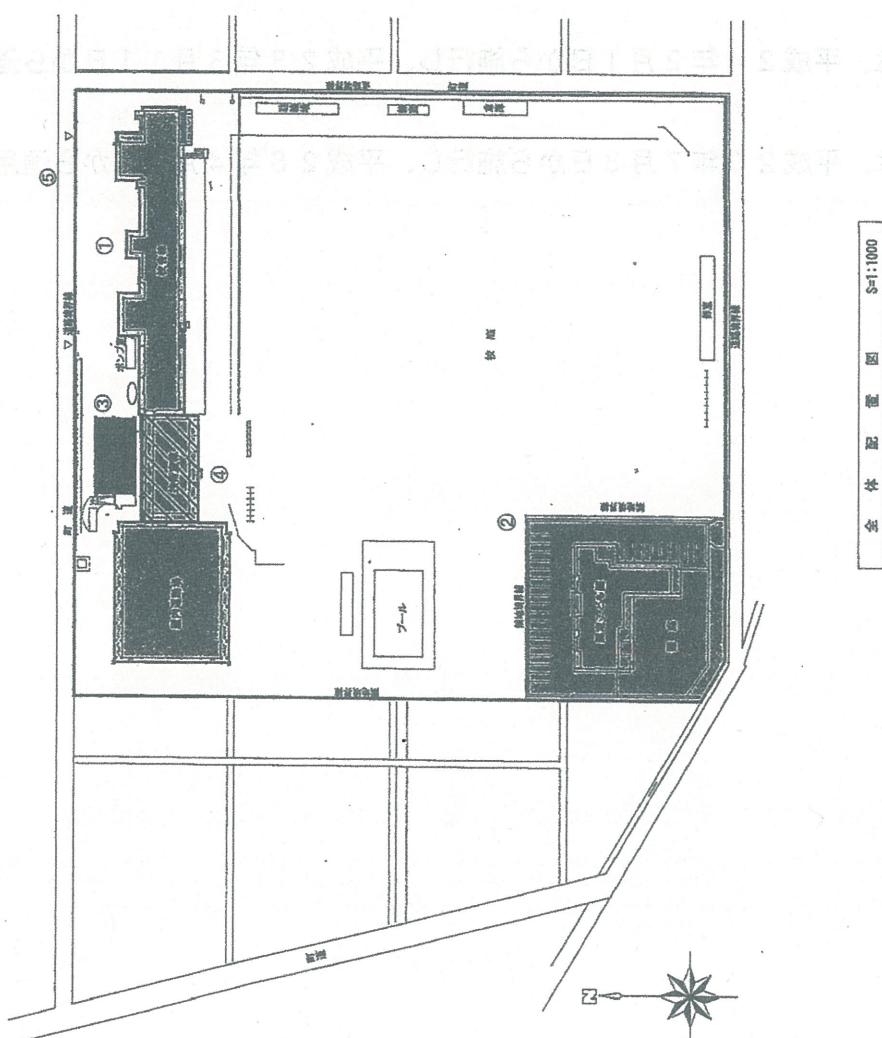
吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（26）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（27）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（28）

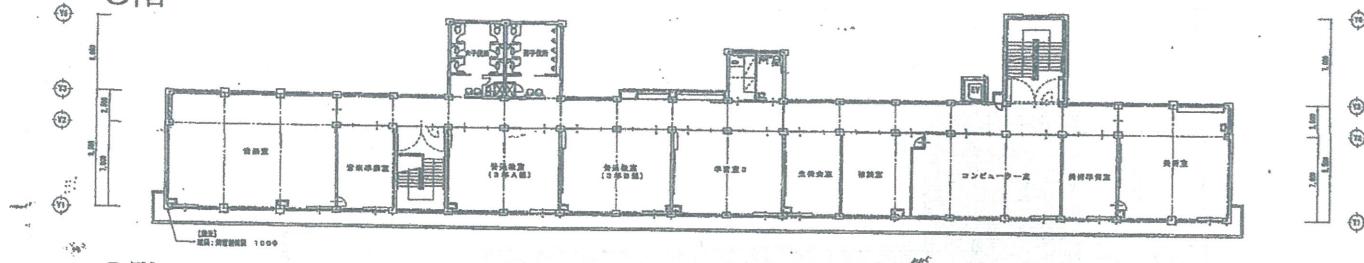
吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（29）

吉原子の東洋文化園の家に「おまかせ」を「87.3」以上お車の振替（30）

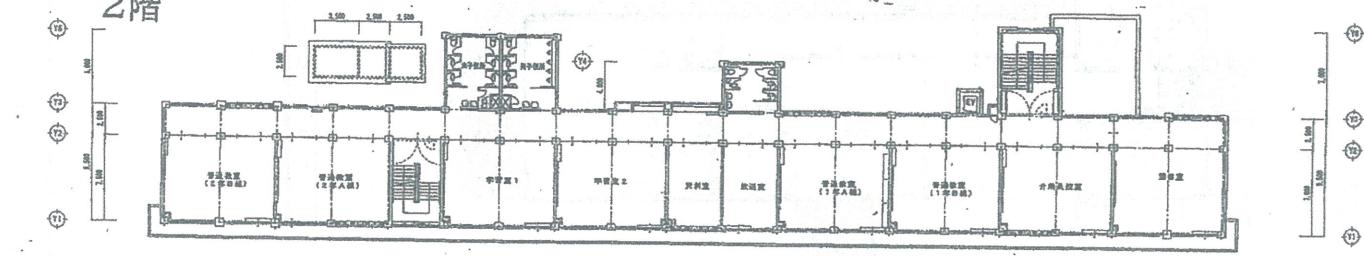


○平面図  
[改修前]

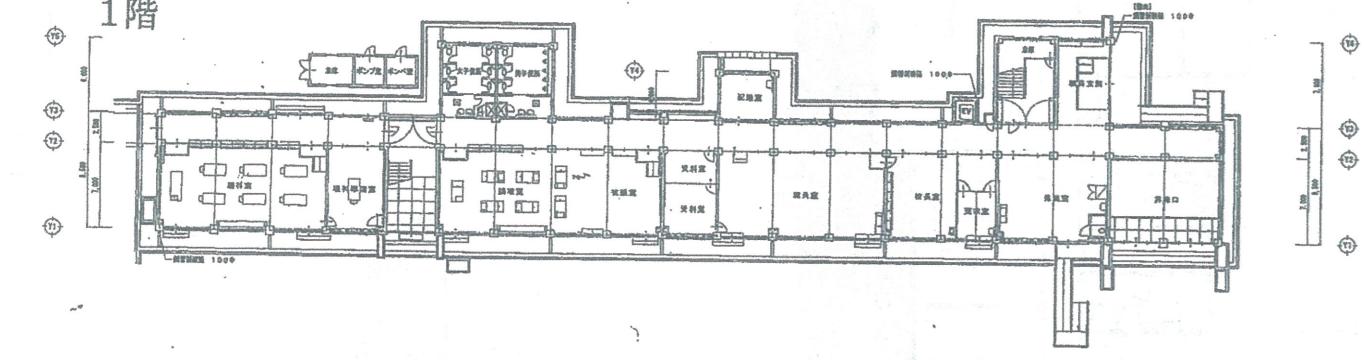
3階



2階

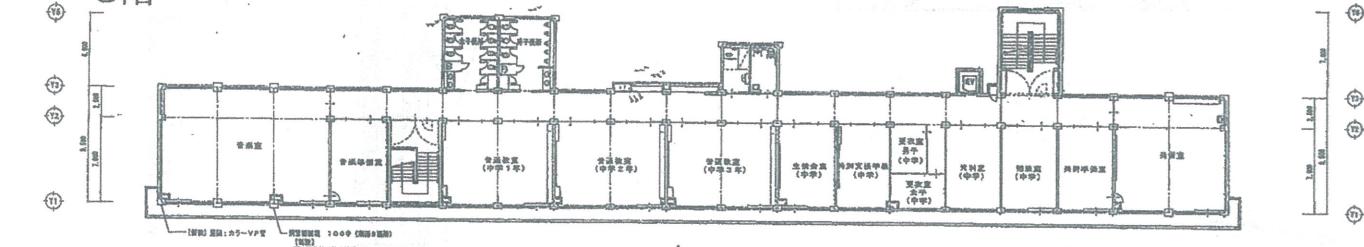


1階

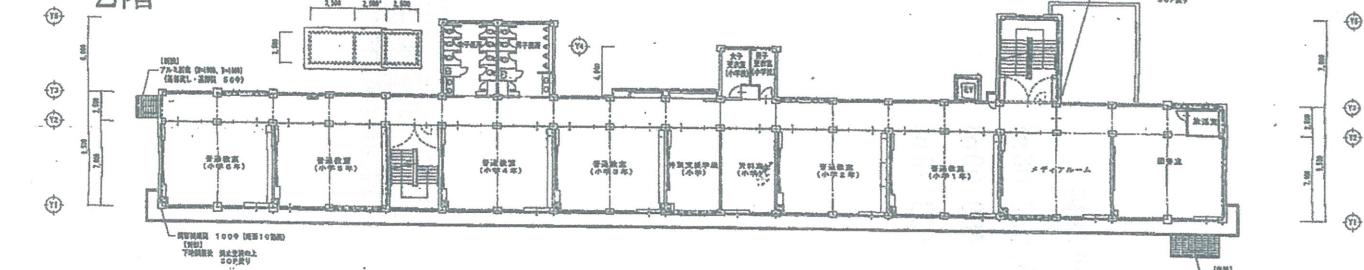


[改修後]

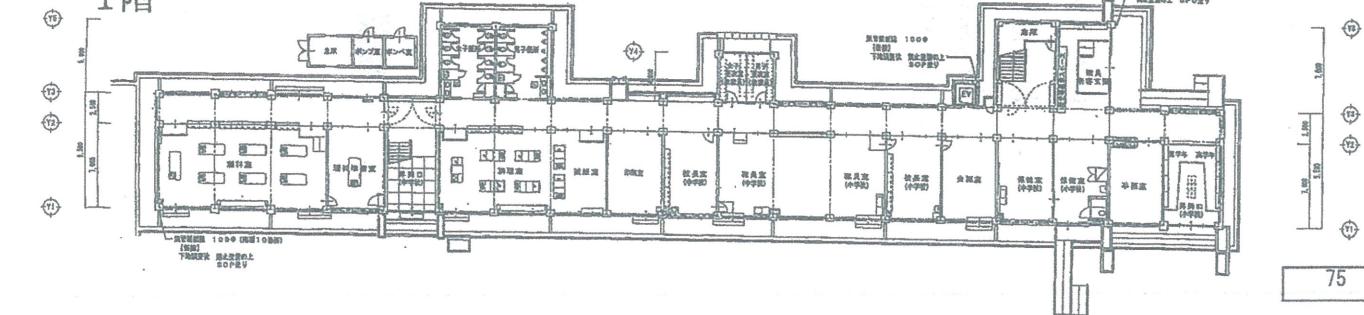
3階

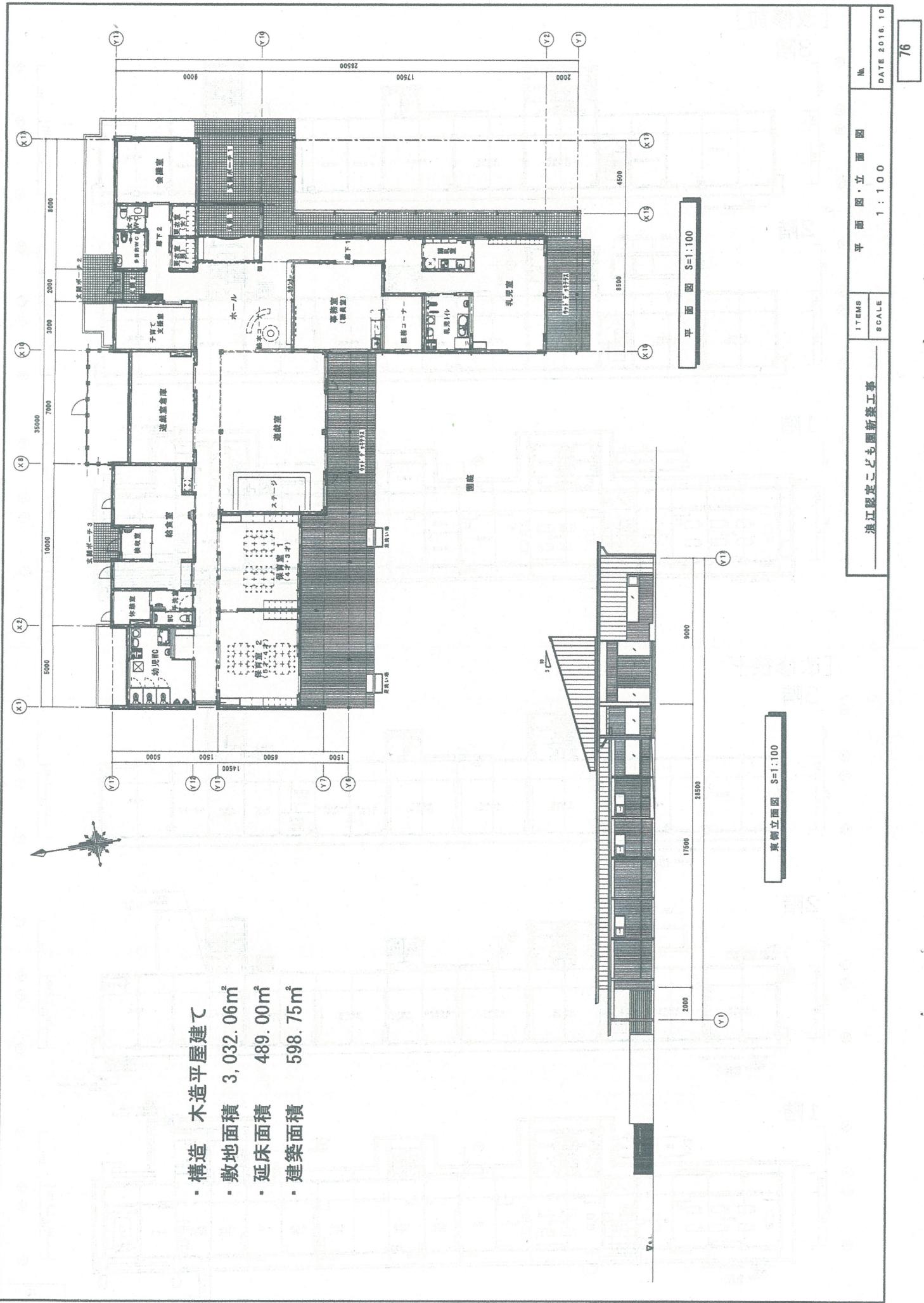


2階



1階







## 浪江町町立小・中学校に係る検討委員会設置要綱

### 浪江町教育委員会

#### (設置)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所事故による全町避難から浪江町に帰還し新たなまちづくりを進める中で、帰還住民の大幅な減少と被災前とは大きく異なるであろう町域の復興・創生状況を想定しつつ、町立小・中学校の在り方の適正化を図るために基本的な事項について検討をするために浪江町町立小・中学校に係る検討委員会（以下「検討委員会」と言う。）を設置する。

#### (審議事項)

第2条 検討委員会は、浪江町教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い答申する。

- (1) 浪江町への帰還後の、町立学校の在り方に関する事項
  - ア 町域全体における町立学校配置の在り方
  - イ 教育活動を再開する学校の在り方
- (2) 浪江町への帰還後の学校教育再開の時期に関する事項
- (3) その他

#### (組織)

第3条 検討委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者1名
- (2) 町立学校長代表2名
- (3) 地域社会関係者3名
- (4) 就学前乳幼児及び小中学校児童・生徒の保護者代表3名
- (5) 社会教育・学校支援活動関係者2名
- (6) 浪江町行政関係者若干名
- (7) 前6号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者若干名

#### (任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が教育委員会に答申した日又は検討委員会の目的が達成した日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会が指名するものとし、副委員長は委員長の指名により決定するものとする。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会の会議（以下「会議」と言う。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、教育長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
  - 3 委員が必要と認めるときは、委員長に対し、会議の招集を請求することができる。
  - 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを聞くことができない。
  - 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

- 第7条 検討委員会は原則公開する。ただし、個人の秘密を保つために必要と認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- この場合において、委員長はその必要性を委員に説明し、賛同を得た上で適切に対応する。

(庶務)

- 第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 9月29日から施行する。

浪江町 町立小・中学校に係る検討委員会 委員名簿

(敬称略)

役職等	氏 名	分類
福島大学名誉教授	境野 健児	学識経験者
町立学校長会副会長・浪江中学校長	笠井 淳一	町立学校長代表
町立学校長会副会長・浪江小学校長	遠藤 和雄	町立学校長代表
行政区町会長・避難指示解除準備区域	佐藤 秀三	地域社会関係者
行政区長会副会長・居住制限区域	神長倉 正満	地域社会関係者
行政区長会会計・帰還困難区域	高橋 美雄	地域社会関係者
元町立幼稚園長	中野 優子	就学前乳幼児及び小中学校児童・生徒の保護者代表
浪江小学校児童の保護者	今野 美和子	就学前乳幼児及び小中学校児童・生徒の保護者代表
浪江中学校生徒の保護者	齊藤 恵美	就学前乳幼児及び小中学校児童・生徒の保護者代表
再開校支援者・コーディネーター	橋本 由利子	社会教育・学校支援活動関係者
再開校支援者・焼麺太国	橘 弦一郎	社会教育・学校支援活動関係者
復興推進課長補佐	柴野 一志	浪江町行政関係者
教育次長補佐	木村 順一	浪江町行政関係者
医師・浪江町仮設津島診療所所長	関根 俊二	前6号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
浪江町商工会長・浪江町商工会長	原田 雄一	前6号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者